

金融機関の防犯基準の制定について（通達）

令和2年6月3日 佐本生企発第355号ほか
佐賀県警察本部長から各部長、各参事官、各所属長宛て

（概要）

金融機関の防犯対策については、防犯基準に基づき、各警察署による防犯指導、金融機関による自主的な防犯対策等を推進するなどした結果、金融機関を対象とした強盗は減少しているところではあるが、ニセ電話詐欺の被害は高水準で推移しているほか、昨年以降、フィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金事犯関連部分を見直した新たな防犯基準を策定し、各警察署に対し当該防犯基準に基づく対策・指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 金融機関等の防犯責任者等と連携を密にして、防犯基準に沿った防犯対策が推進されるよう努めること
- 機械警備事業者等に対し、事件等の発生時において、警察への通報と現場等での措置を迅速かつ的確に実施するよう指導すること

等である。